

# 機 構 及 び 事 務 分 掌

(平成20年6月2日)

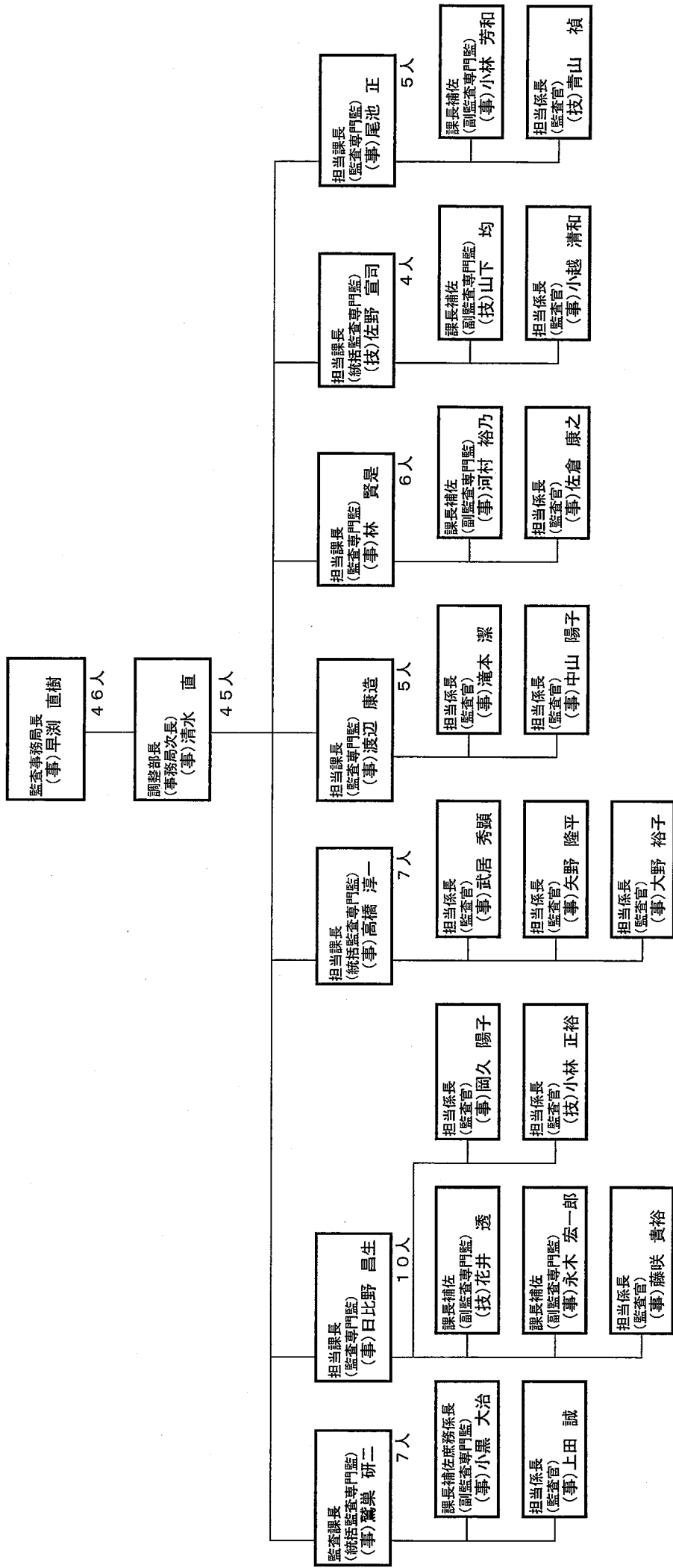
監 査 事 務 局

## 目 次

監査事務局機構図 .....	1
監査事務局事務分掌 .....	2

# 監査事務局機構図

(平成20年6月2日現在)



# 監査事務局事務分掌

## 調整部

### 監査課

- (1) 監査方針、監査計画及び実施計画に関すること。
- (2) 事務局の人事、文書、予算及び決算その他庶務に関すること。
- (3) 監査委員に関すること。
- (4) 事務局の危機管理に関すること。
- (5) 定期監査（事務・工事関係）に関すること。
- (6) 決算審査及び基金運用状況審査に関すること。
- (7) 健全化判断比率等の審査に関すること。
- (8) 現金出納検査に関すること。
- (9) 行政監査・行政評価に関すること。
- (10) 住民請求監査に関すること。
- (11) 財政援助団体等監査に関すること。
- (12) 金融機関の公金出納監査に関すること。
- (13) 外部監査の契約等に関すること。
- (14) その他地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める監査委員の職務に属すること。

平成20年度

予 算 説 明 書

監 査 事 務 局

## 目 次

平成20年度一般会計歳入予算説明 .....	ページ 1
平成20年度一般会計歳出予算説明 .....	2

平成 20 年度 一般会計歳入予算説明

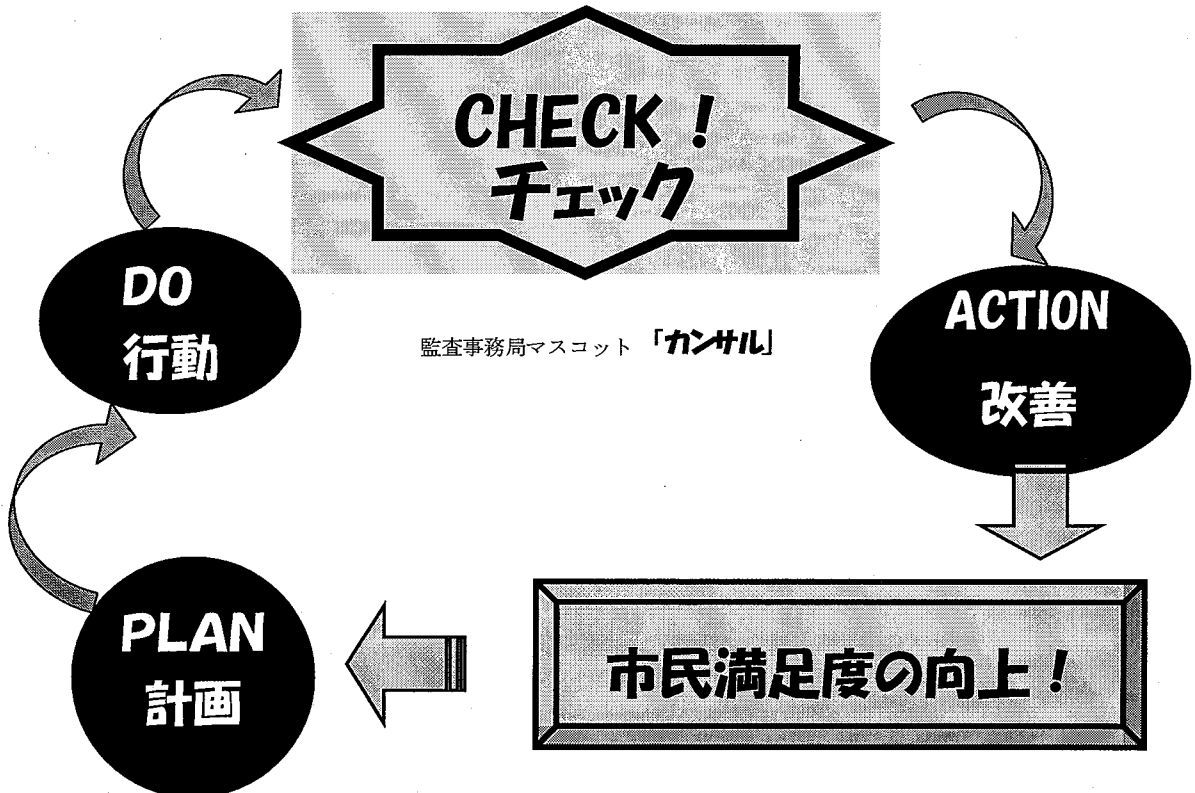
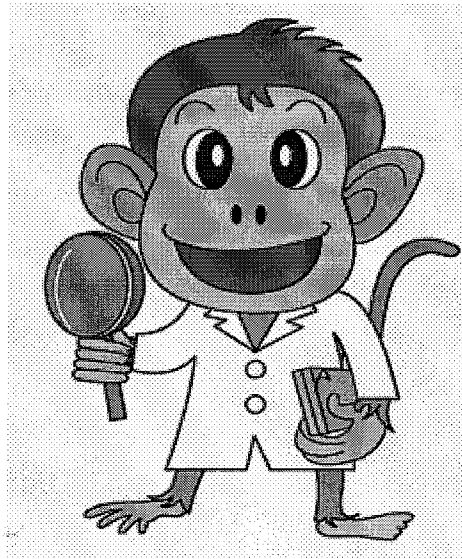
科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	説 明	説明書 対照頁
22 款 諸 収 入	千円 26	千円 21	千円 5		75
5 項 雑 入	26	21	5		79
14 目 雑入	26	21	5		86
(2) 社会保険料納付金	16	21	△5	嘱託員の社会保険料納付金	86
(3) その他	10	0	10	包括外部監査報告書販売収入	86
歳 入 合 計	26	21	5		

平成 20 年度 一般会計歳出予算説明

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	説 明	説明書 対照頁
2 款 総 務 費	千円 584,649	千円 563,910	千円 20,739	監査委員の職務執行及び監査事務局の運営に要する経費並びに外部監査に要する経費	95
6 項 監 査 費	584,649	563,910	20,739		109
1 目 監 査 委 員 費	557,799	537,060	20,739	報酬・給料 538,134千円 (監査委員5名及び職員46名分) 運営費 19,665千円	109
2 目 外 部 監 査 費	26,850	26,850	0	包括外部監査経費他 26,850 千円	111
歳 出 合 計	584,649	563,910	20,739		



# 平成20年度 監査事務局 運営方針



平成20年 5 月

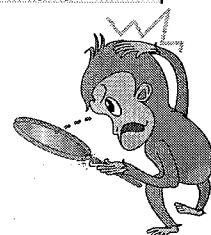
# 監査の目指す方向性

横浜市の区・局・事業本部から自立した機関として、市民の視点も踏まえて改革を支援していきます。

横浜市の事務事業が公平かつ適正に執行されているかどうかについて、監査の持つ専門性にに基づき、法令等への適合性だけでなく3E(効率性、経済性、有効性)など市民の視点でも確認と点検を行います。

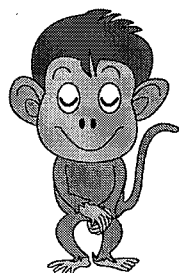
## 【重要な視点例】

- ① 法令等の定められたルールに則って的確に行われているか
- ② 非効率な執行や無駄がないか
- ③ 事業の目的に沿って、成果や効果が上がっているか など



その結果を市民に分かりやすく、具体的に公表します。

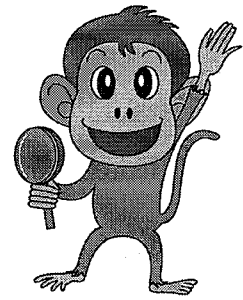
市民の信頼に応え、市民満足度やコンプライアンスの向上に貢献することを目指します。



## 3つの基本方針

方針1

監査の機能をさらに高めます。



### I 「市民の目」監査において、より幅広い市民意見を募ります。

充実!!

平成 19 年度から実施した「市民の目」監査について、平成 20 年度は、市民意見を幅広く募集する工夫を行い、市民の視点に立った監査を実施します。

#### 「市民の目」監査とは

市民の日常生活に関連のあるテーマや関心が高いテーマを選定し、市民意見を参考にしながら市民の目線に立って実施する行政監査です。

### II 行政監査（評価）において事業分析的手法を新たに導入します。

新規!!

行政評価を実施するにあたり、より客観的で効果的な評価を行うため、事業分析的手法を新たに導入し、横浜市の事業のスクラップ・アンド・ビルドを促進します。



#### 事業分析的手法とは

市民等の納得性を高めるため、行政評価の視点である有効性や経済性などの分析において、客観性の高い数値データを基礎とした他都市との比較等を行うことにより、事業の重大な課題を深く掘り下げ、その原因を明らかにする分析手法のことです。

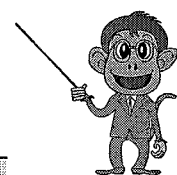
### III さらに充実した研修制度をつくり、専門性と市民感覚を兼ね備えた監査事務局職員を育成します。

充実!!

専門理論に精通した市内大学教授等による研修企画委員会を設けてカリキュラムを作成するとともに、実務を重視したスキルの習得も行います。

#### （重点項目）

- ① 会計、経済・経営など、監査に必要な分野の専門的知識・スキルの習得
- ② 実務を重視したスキル（課題発見、交渉、プレゼン、文章作成など）の習得
- ③ 市民感覚を磨くためのプログラム（ワークライフバランスへの積極的な関与など）の実施





### I 見やすく分かりやすい監査結果とするために工夫していきます。

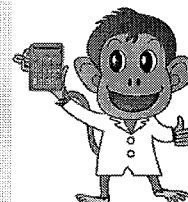
監査結果を簡潔明瞭な文章とし、表やグラフ等を活用するとともに、必要に応じて解説を入れるなど、見やすく分かりやすくしていきます。

### II 監査結果を積極的に公表していきます。 **充実!!**

ホームページを誰もが利用しやすく分かりやすいものにして一層の充実を図るほか、市民に身近な場所(図書館などの市民利用施設)でも、監査結果を入手できるようにするなど、積極的に情報を発信していきます。

### III 監査の結果の中で、改善を行った場合の影響額を具体的に公表していきます。 **新規!!**

経済的・財政的効果が期待できる指摘等については、改善を行った場合、どれだけ経費等が節約できるのかといった影響額等を算出して、具体的に公表していきます。



### IV 財政健全化法に基づいた健全化判断比率に関する審査意見を公表します。 **新規!!**

決算審査に併せて、健全化判断比率を含めた財政状況を審査し、その意見を市民に分かりやすく公表していきます。

#### 健全化判断比率とは

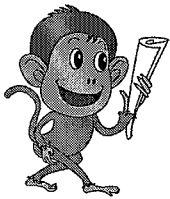
地方財政の健全化に関する法律に基づき、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債比率」、「将来負担比率」の4つの健全化判断比率及び公営企業に関する「資金不足比率」について、数値が基準に照らして適性かつ正確であるかどうかなどを中心に審査を実施します。



区局の自己点検が効果的に発揮できるよう  
必要な支援を行います。

I 各区局に共通する指摘内容を積極的に情報提供していきます。

指摘等が監査対象以外の区・局にも共通する事例の場合には、それがいわゆる  
**「他山の石」**として改善を促進する契機なるよう、監査対象区・局以外に対しても、  
様々な機会を利用して働きかけていきます。



新規!!

II 監査等では、内部統制の状況も確認し、必要な改善を促します。

内部統制の重要性に鑑み、監査等において、当該組織における内部統制が必要にしてか  
つ有効に機能しているか否か、などを確認し改善を促します。

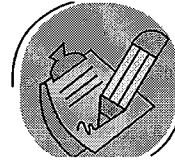


内部統制とは

組織内において、業務を適切に進めるための決まりごとを設け、組織の中の職  
員がそれに基づいて業務を行っていくプロセスのことです。

監査等において、その決まりごとが適切に運用されているかどうかを確認します。

# 平成20年度の重点推進施策



項目	課題・背景	目標 (数値目標・達成期限)	具体的取組事項 (取組方法・プロセス)
市民意見を反映した 「市民の目」監査の実施	市民の目線に立った監査とするため、より幅広い市民意見の反映が求められています。	より充実した市民参加を実施し、その結果を反映した監査結果を、3月までに公表します。	市民意識調査などのアンケート等を活用し、より幅広く市民意見を募集し、その結果を反映した監査を実施します。
新たに事業分析的手法を導入した 行政監査(評価)の実施	数値データ等による課題の掘り下げが不十分で、課題の軽重やその原因が必ずしも明瞭ではありません。	事業のスクラップ・アンド・ビルドの促進に繋がる監査結果を、9月までに公表します。	行政監査(評価)は、中期計画の2つの重点政策分野【駅力・地域力戦略、横浜経済元気戦略】の事業を中心に実施します。 そして、より客観的で効果的な評価を行うため、新たに事業分析的手法に基づいて、客観的で効果的な評価を実施します。
監査機能強化に向けた 監査専門研修の実施	専門研修は監査を担う職員を育成するものであり、研修企画委員会(外部の専門家も構成)での成果を局人材育成ビジョンに反映させる必要があります。	①20年度の専門研修は会計研修に法律研修を加え、19年度目標の20%増、60回の開催を最低目標に、質の充実も図ります。 ②全職員が簿記3級程度以上の会計的知識を習得できるようにします。	①5月 局人材育成ビジョンを改定します。 ②5月 研修企画委員会を開催し、カリキュラムを検査・確定します。(委員会は年度内に3回開催予定) ③6月から 新カリキュラムによる専門研修を実施します。 ④研修終了後、効果測定を行います。
監査結果等の市民への 分かりやすい公表	事務事業が適正に行われているかどうかについて市民の関心が高まっています。 定期監査、決算審査、行政監査など、監査委員が行う監査・審査の結果を、市民により分かりやすく伝えることが求められています。	監査報告書等の内容や構成を見直し、経費の節減効果額を記載するなど、平易かつ視覚的で市民に分かりやすいものに改めます。 また、これまでの①監査報告書の作成、②市報への掲載、③監査委員ホームページへの掲載、④市政記者室への資料提供に加えて、⑤原則として記者レクを開催し、報道機関への情報提供を充実させます。	決算審査意見書、監査報告書等の内容・構成を見直します(決算・行政評価:9月、定期監査・市民の目監査:12月)。 監査結果等の公表時に記者レクを実施します(同)。 住民監査請求の監査結果について、不受理(却下)となった案件も公表します(4月)。
地方公共団体財政健全化法に基づく健全化比率等審査の実施	財政健全化法の一部施行に伴い、平成19年度決算分から新たに、実質赤字比率などの健全化判断比率及び資金不足比率並びにその比率の算定の基礎となる書類を審査することとなりました。 この審査は、例年実施している決算審査と同時期に実施しなければならぬため、効率的な業務遂行が求められます。	新たな監査を行うにあたっては、具体的な審査方法を7月までに決定し、審査結果は9月までに市長に提出します。	①7月 実施計画を決定します。 ②7～9月 審査を実施します。また、わかりやすく読みやすい審査結果の公表方法について検討します。 ③9月 審査結果を市長に提出するとともに、ホームページなどで公表します。
区局の自己点検への 支援 ①他山の石 ②措置率の向上に向けた 支援	過去こうしたと同様な指摘が繰り返されています。  措置率は年々向上しているものの(18年度77%、19年度88%)、さらに引き上げる必要があります。	過去の指摘を参考に自己チェックが浸透し、類似の指摘を繰り返すことのない状態を目標とします。  改善の取組が全庁的に広がり、20年度の措置率が100%となっています。	最近の指摘等の中から各区局に共通する事例を紹介する「チェックDE改革」を5回発行し、YCAN等に掲載します。(7月～3月) さらに、区局経理担当者を対象に説明会を開催し、細かな情報提供を行うとともに、コンプライアンス推進室や行政システム改革課などとも連携し、コンプライアンス情報などの広報媒体やコンプライアンス推進員会議等各種会議を活用し、指摘等の趣旨を各区局に説明し、徹底を図ります。(仮定)  20年度中に改善が必要な案件を整理し改善状況を確認するとともに、早期の改善に向けて中間報告を実施するなど区局に働きかけを行います。(7月～12月) また、20年度中に改善が図られた案件の公表に併せ、改善が図られなかった案件についても公表します。(3月予定)